

**ウォーターPPP実施方針等書類作成支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領（案）**

**1 目的**

この要領は、ウォーターPPP実施方針等書類作成支援業務委託（以下「本業務」という。）の委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

**2 業務概要**

(1) 業務名

ウォーターPPP実施方針等書類作成支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「ウォーターPPP実施方針等書類作成支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）

のとおり

(3) 履行場所

玉名市 上下水道工務課

(4) 支払条件

業務完了検査後に一括払い

(5) 特定方法

公募型プロポーザル方式

(6) 策定対象

水道事業（全域）、公共下水道事業（玉名処理区）

(7) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

(8) 業務に係る提案上限額

金57,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

契約は令和8年度単年契約とする。なお、本業務の支援結果に基づき、事業者との契約手続きに至る業務まで委託したい場合は、本業務受注者と随意契約できるものとする。ただし、本業務の成績や次年度以降の予算措置の状況により契約を保証するものではない。

**3 参加資格要件**

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 玉名市から玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年告知第103号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の

- 申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられているものがないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。(8) 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (9) 関係法令を順守できる者。
- (10) 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道事業または水道事業を対象とした管理・更新一体マネジメント方式の発注支援業務について、元請で履行した実績を有すること。
- (11) 本業務で業務の管理及び統括等を行う管理技術者1名、業務の照査を行う照査技術者1名、管理技術者のもとで業務を担当する担当技術者数名を配置する。
- (12) 管理技術者は、(10)の実績を有しており、かつ技術士（総合技術監理部門—上下水道）の資格を有すること。また、担当技術者は技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）と技術士（上下水道部門・下水道）の資格を有すること。ただし、管理技術者との兼務も可能とする。なお、担当技術者は複数名としてもよい。
- (13) 上水道あるいは下水道を対象としたウォーターPPPの導入に係る支援業務に従事した実績がある公認会計士を自社雇用の職員により配置できる体制を整えること。加えて、上水道あるいは下水道を対象としたウォーターPPPの導入に係る支援業務に従事した実績がある弁護士の協力を得ることができる体制を整えること。
- (14) 本市との協議や調整に十分な能力を有し、本業務の実施について、柔軟な対応ができる事業者であること。

#### 4 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下の通りとする。

内容	期日・期限
実施要領の公表	令和8年4月1日（水）
質問書の提出期限（任意）	令和8年4月10日（金）午後5時必着
質問書に対する回答	令和8年4月15日（水）
参加申込書等の提出期限	令和8年4月20日（月）午後5時必着
企画提案書等の提出期限	令和8年4月28日（火）午後5時必着
辞退届提出期限	令和8年4月28日（火）午後5時必着

プレゼンテーション	令和8年5月中旬 (予定)
審査結果通知・公表	令和8年5月下旬 (予定)
契約締結	令和8年5月下旬 (予定)

## 5 質問書の提出 (任意)

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書 (様式1号) を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年4月10日 (月) 午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書を電子メールにて提出すること。(電話、来庁等口頭による質問は不可)

### (3) 質問書への回答期限及び方法

令和8年4月15日 (水) までに、市ホームページに掲載する。

## 6 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書 (様式第2号)	1部	
イ 会社概要書 (様式第3号)	1部	会社概要を紹介したパンフレット可
ウ 参加資格チェックリスト (様式第4号)	1部	
エ 業務実績調書 (様式第5号)	1部	受託者であることが証明できる文書等を添付すること。
オ 登記事項証明書	1部	コピー可
カ 納税証明書 (滞納がないことの証明書)	1部	消費税及び地方消費税、法人税、都道府県税、市町村税

※オ、カについては、発行後3か月以内のもの

※カについては、税務署及び本社所在の自治体で発行されたもの

### (2) 提出期限

令和8年4月20日 (月) 午後5時まで (郵送の場合は必着)

### (3) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで (土・日、祝日等は除く)

### (4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留、あるいはレターパックによることとし、封筒表面に「ウォーターPPP実施方針等書類作成支援業務委託 参加申込書在中」と明記すること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 企画提案書（様式第6号）	正本1部 副本1部	1枚
イ 企画提案書別紙（様式任意）	正本1部 副本1部	最大A4で4枚程度
ウ 業務実施体制調書（様式第7号）	正本1部 副本1部	1枚以上
エ 業務工程表（様式任意）	正本1部 副本1部	1枚 業務工程と役割分担が具体的にわかるよう提案すること。
オ 見積書（様式第8号）	正本1部 副本1部	1枚
カ 事業費積算内訳書（様式任意）	正本1部 副本1部	様式等不問

### (2) 書類作成に当たっての留意事項

ア 提出する書類の企画はA4版片とじ・横書き・片面とし、(1)ア～カを順に束ね、通しでページ番号を付すこと。

イ 仕様書の業務内容を踏まえること。

### (3) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

### (4) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

### (5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留、あるいはレターパックによることとし、封筒面に「ウォーターPPP実施方針等書類作成支援業務委託 企画提案書在中」と明記すること。

## 8 評価項目及び評価基準

### (1) 審査方法

本市が設置する「玉名市上下水道事業におけるウォーターPPP発注支援事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す審査項目及び配点に基づいて審査を行うものとする。

### (2) 審査項目及び配点

審査項目	審査基準	配点
業務実績	本業務の実施に必要な実績、業務遂行に必要なノウハウを有しているか。	10
業務実施体制	専門的な知識を有する担当者等が適正に配置されているか。 円滑な業務の推進が期待できるか。	20
業務工程	業務の実施時期が明確かつ実効可能なものとなっているか。	10
企画提案内容	本市における官民連携手法の導入における留意点について、 について、目的や条件等を理解した適切な提案となっているか。 また、詳細で具体的な内容になっているか。	20
	実効的な公募書類（要求水準書、募集要項等）の作成となっているか。	20
	その他効果的な提案事項として業務の遂行に有効な、独自の アイデアを活かした提案	10
提案額	10点×最も低い見積額／当該事業者の見積額 ※小数点以下切捨	10
合計		100

### (3) プレゼンテーションの実施

#### ア 実施日

令和8年5月中旬実施予定

※実施日や開始時間、会場等の詳細は別途通知する。

#### イ 内容

プレゼンテーション及び質疑応答

#### ウ 説明者

本業務に携わる管理責任者を含めて3人以内とする。

#### エ 実施方法

プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施するものとし、1事業者あたりの時間は50分以内とする。（準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答20分、片付け5分程度）

#### オ 説明方法

任意とするが、パソコン及びプロジェクター等の機器は事業者が持参すること。（スクリーンは市で準備する。）

#### (4) 受託候補者の選定

選定委員会の審査により順位を決定し、最高得点者の事業者を受託候補者として選定する。ただし、審査項目に基づく各審査委員の評点の平均が60点に満たない事業者は、選定の対象としない。

#### (5) 審査結果の通知

審査結果については、審査後1週間以内に、全ての参加事業者に書面で通知するとともに、市のホームページで公表を行う。なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

### 9 失格事項

本プロポーザルへの参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領2(8)に示す提案上限額(総額)を超える提案を行った場合
- (2) 本要領3に示す参加要件を満たさなくなった場合
- (3) 本要領8(3)に基づくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 提出書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があることが明らかになった場合
- (5) 他の参加事業者と応募内容について相談するなど、公平、公正なプロポーザルの実施を阻害したと本市が認めた場合

### 10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加検討から業務開始に至るまでに要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1案とする。
- (3) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (4) 電子メール等の通信事故については、当市はいかなる責任も負わない。
- (5) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。ただし、本市は、本プロポーザルの結果の公表など本市が必要と判断した場合には、参加事業者の了承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、玉名市情報公開条例(平成17年条例第12号)に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。ただし、企業ノウハウに関することなど参加事業者が知的財産と認める情報については、開示しないものとする。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる候補者決定後とする。
- (7) 本プロポーザルへの参加申込を取り下げる場合は、辞退届(様式第9号)を提出すること。

### 11 問合せ・書類等の提出先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地  
玉名市企業局 上下水道工務課 担当：竹森・松下  
電話：0968-75-1144  
電子メール：jogekomu@city.tamana.lg.jp